



資料 4-5

府食第859号
平成19年9月19日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

遺伝子組換え食品等専門調査会

座長 早川 堯夫

遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

平成19年7月20日付け厚生労働省発食安第0720001号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に対し意見を求められた食品「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種」（申請者：シンジェンタシード株式会社）の安全性についての審議結果を別添のとおり報告します。

遺伝子組換え食品等評価書

チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネー
ト耐性トウモロコシ Bt11 系統と除草剤グリ
ホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け
合わせた品種

2007年9月

食品安全委員会 遺伝子組換え食品等専門調査会

〈審議の経緯〉

平成19年 7月20日	厚生労働大臣から遺伝子組換え食品等の安全性確認 係る食品健康影響評価について要請
平成19年 7月23日	関係書類の受理
平成19年 7月26日	第200回食品安全委員会（事項説明）
平成19年 9月11日	第52回遺伝子組換え食品等専門調査会
平成19年 9月19日	遺伝子組換え食品等専門調査会座長から食品安全委 員会委員長へ報告

〈食品安全委員会委員〉

委員長	見上 彪
委員長代理	小泉直子
	長尾 拓
	野村一正
	畑江敬子
	廣瀬雅雄
	本間清一

〈食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会専門委員〉

座 長	早川堯夫	
座長代理	澤田純一	
	五十君静信	手島玲子
	池上幸江	丹生谷博
	今井田克己	室伏きみ子
	宇理須厚雄	山川隆
	小関良宏	山崎壮
	橘田和美	渡邊雄一郎
	澁谷直人	

要 約

I はじめに

食品安全委員会は食品安全基本法に基づき、厚生労働省より、遺伝子組換えトウモロコシ「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種」の食品の安全性の審査に係る食品健康影響評価について意見を求められた。

II 評価対象食品の概要

名 称：「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種」
性 質：チョウ目害虫抵抗性、除草剤グルホシネート耐性、除草剤グリホサート耐性
申 請 者：シンジェンタシード株式会社
開 発 者：Syngenta Seeds AG, Monsanto Company (米国)

評価対象食品については、害虫抵抗性の形質及び除草剤耐性の形質が付与された 1 系統と除草剤耐性の形質が付与された 1 系統を従来からの手法で掛け合わせたものである。掛け合わせる前の「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統(平成 13 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 118 号)」及び「除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統(平成 13 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 118 号)」の各系統については、それぞれ安全性の評価は終了しており、いずれもヒトの健康を損なうおそれがあると認められないと判断されている。

III 食品健康影響評価結果

「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種」については、「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」(平成 16 年 1 月 29 日 食品安全委員会決定)に基づき審査した結果、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断される。

「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種」に係る食品健康影響評価に関する審議結果

I はじめに

食品安全委員会は食品安全基本法に基づき、厚生労働省より、遺伝子組換えトウモロコシ「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種」の食品の安全性の審査に係る食品健康影響評価について意見を求められた。

II 評価対象食品の概要

名 称：「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種」
性 質：チョウ目害虫抵抗性、除草剤グルホシネート耐性、除草剤グリホサート耐性
申 請 者：シンジェンタシード株式会社
開 発 者：Syngenta Seeds AG, Monsanto Company (米国)

評価対象食品については、害虫抵抗性の形質及び除草剤耐性の形質が付与された 1 系統と除草剤耐性の形質が付与された 1 系統を従来からの手法で掛け合わせたものである。掛け合わせる前の「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統(平成 13 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 118 号)」及び「除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統(平成 13 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 118 号)」の各系統については、それぞれ安全性の評価は終了しており、いずれもヒトの健康を損なうおそれがあると認められないと判断されている。

III 食品健康影響評価結果

- ① 挿入された遺伝子によって宿主の代謝系に影響なく、害虫抵抗性、除草剤耐性の形質が付与されている品種同士の掛け合わせである。

チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統に導入された *cry1Ab* 遺伝子により産生される Cry1Ab タンパク質は酵素活性を持つことは報告されておらず、植物代謝系に影響を及ぼすことはない判断される。

チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統に導入された *pat* 遺伝子により産生される PAT タンパク質は極めて特異的にグルホシネートをアセチル化する酵素であり、高い基質特異性を有しているため、植物代謝系に影響を及ぼす可能性はないと判断される。

除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統に導入された *mEPSPS* 遺伝子により産生される mEPSPS (EPSPS: 5-エノールピルビルシキミ酸-3-リン酸合成酵素) タンパク質は、シキミ酸合成経路(芳香族アミノ酸合成経路)の律速酵素ではなく、EPSPS 活性が増大しても、本経路の最終産物である芳香族アミノ酸の濃度が高まることはないことから、その作用機作は独立しており、植物代謝系に影響を及ぼすことはない判断される。

いずれの形質も、その作用機作は独立しており、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統の掛け合わせ品種において互いに影響し合わないと考えられる。

② 亜種レベル以上の交配ではない。

掛け合わせた品種は、亜種レベル以上の交配ではない。

③ 摂取量・食用部位・加工法等に変更はない。

チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統の掛け合わせ品種において、摂取量、食用としての使用部位、加工法等の利用目的ならびに利用方法に変更はない。

以上、①～③の結果から、「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種」については、「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」(平成 16 年 1 月 29 日 食品安全委員会決定)に基づき審査した結果、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断される。